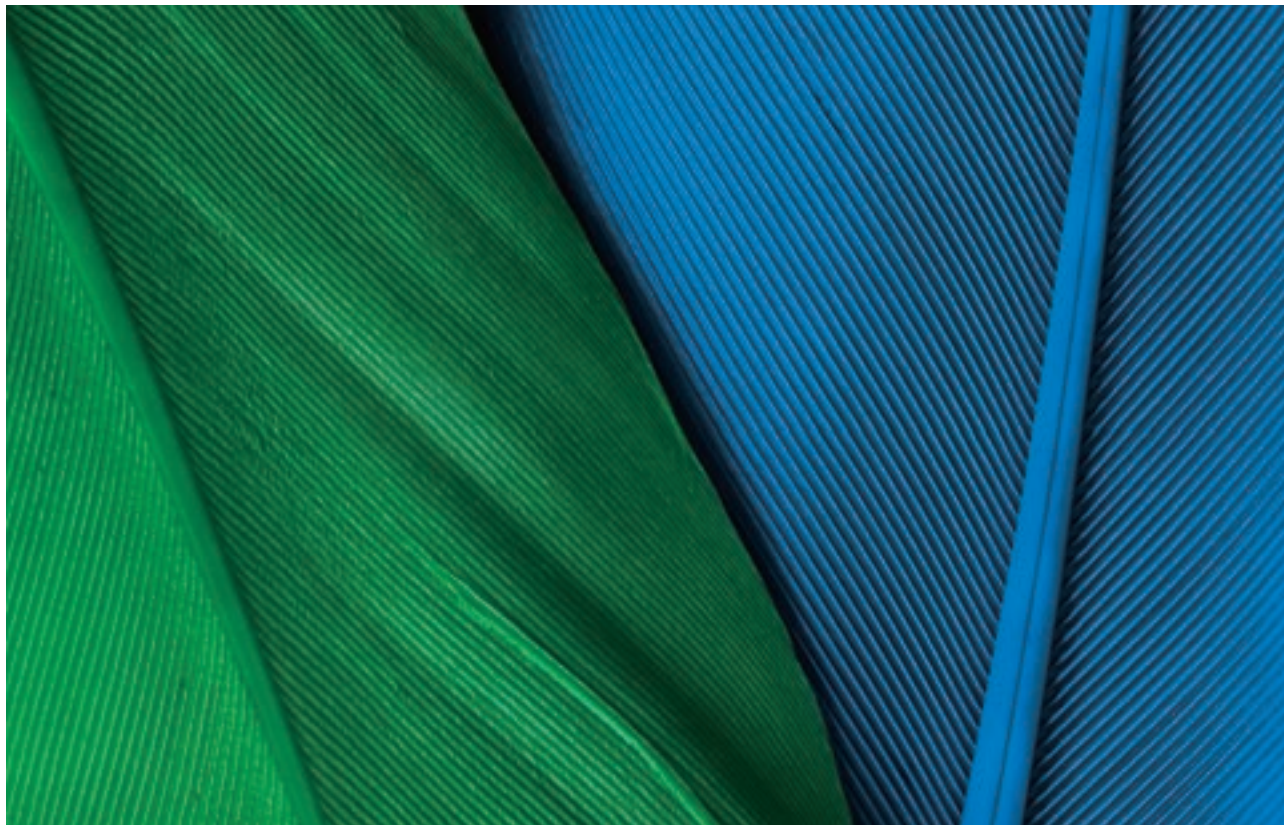


マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド (3ヵ月決算型)／(年1回決算型)

追加型投信／内外／債券



委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号

＜委託会社の照会先＞



ホームページ

www.manulifeim.co.jp/



電話番号（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

03-6267-1901

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

投資信託説明書
(交付目論見書)

マニユライフ・
円ハイブリッド債券
インカム・ファンド
(3ヵ月決算型) /
(年1回決算型)

目次

ファンドの
目的・特色
P.2

投資リスク
P.6

運用実績
P.11

手続・手数料等
P.14

委託会社の概要

委託会社名	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
設立年月日	2004年4月8日
資本金	1億4,050万円 (2026年4月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6,554億円 (2026年4月末現在)

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	債券

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	年4回 / 年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧頂けます。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月23日に関東財務局長に提出しており、2026年7月24日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社へ投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

みんなの文字® この制作物は、みんなの文字を使用しています。
みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。

ファンドの目的

インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

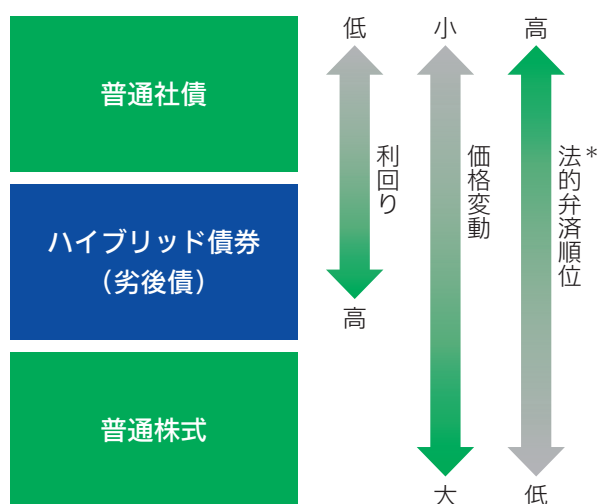
1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券*に投資します。

- 円ハイブリッド債券インカム・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として日本企業が発行する円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては円建ての普通社債、日本国債等に投資する場合があります。

※市場環境等により、純資産総額の30%を上限として日本企業が発行する外貨建てのハイブリッド債券に投資する場合があります。その際は、実質的に円建てとなるように為替ヘッジを行います。

※金利変動リスクや信用リスクを抑制するため、デリバティブ取引を利用する場合があります。

⊕ *ハイブリッド債券とは？



*法的弁済順位とは、発行体が倒産等になった場合、債権者に対し残余財産を弁済する順位です。

※上記はハイブリッド債券の特性等を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

※上記は当社が説明のために作成したイメージ図です。

- 債券(負債)と株式(資本)の双方の特徴を有する債券で、資金調達のほか自己資本比率を向上させること等を目的として発行されるものです。
- 発行体が法的整理や破綻処理等に至った際の債務の弁済順位が、一般の債権者よりも劣後することから劣後債とも呼ばれます。
- 普通社債と比べても債務の弁済順位が劣るため、通常は同じ発行体が発行する普通社債と比べて格付けが低くなる一方で、利回りは相対的に高くなります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色（つづき）

2 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&PのいずれかでBBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。

☑ 債券格付けについて



	R&I	JCR
投資適格格付け	AAA	AAA
	AA	AA
	A	A
	BBB	BBB
投機的格付け	BB	BB
	B	B
	CCC	CCC
	CC	CC
	—	C
	D	D

当ファンドの投資対象

※ハイブリッド債券固有のリスクについては、P.6～8をご参照下さい。

※債券の格付けとは債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、信用格付会社が各債券の格付けを行っています。

※格付けの符号については一部省略して表示しています。

※左記の「債券格付け」は一般的な格付けと利回りの関係を示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

3 決算頻度が異なる「3ヵ月決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。

3ヵ月決算型

毎年1、4、7、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益を中心に安定した分配をめざします。

年1回決算型

毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

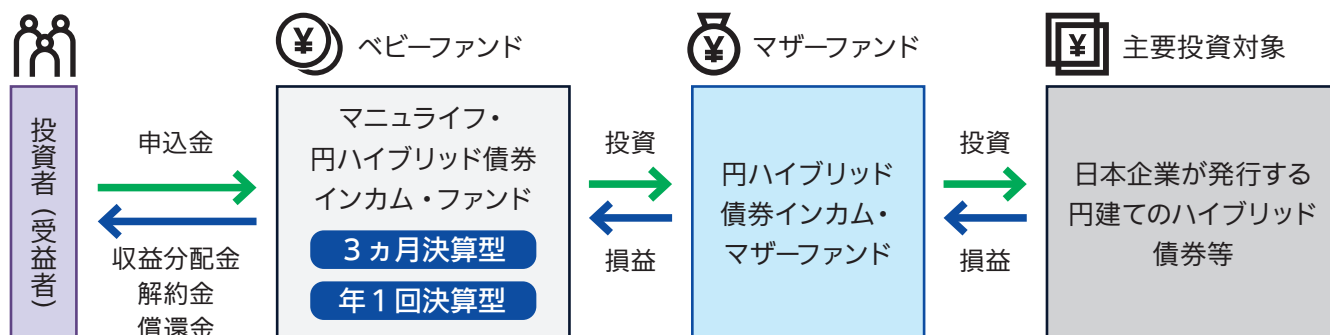
将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 円ハイブリッド債券インカム・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

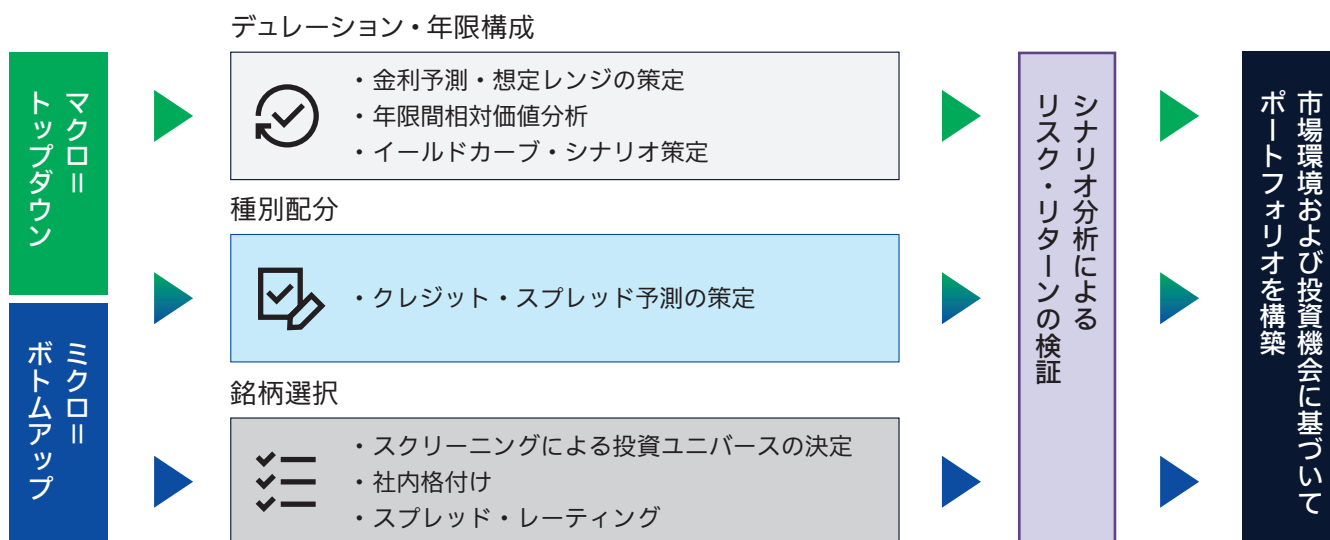


※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

日本債券運用で高い実績を誇るマニユライフ・インベストメント・マネジメントが運用を行います。

- 当運用チームの日本債券運用の受託残高は、1.8兆円(2026年3月末現在)にのびります。
- クレジット・アナリストが銘柄の調査を行い、運用担当者が、金利・クレジット・マクロ経済など各々の専門性を発揮して運用を行います。



委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

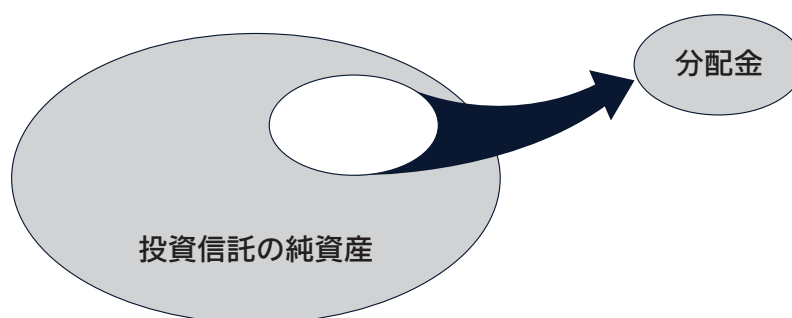
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ図



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主な変動要因



金利変動リスク

公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



ハイブリッド債券固有のリスク

一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 弁済の劣後

一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

■ 繰上償還の延期

一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還(コール)条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと思込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

主な変動要因（つづき）

ハイブリッド債券固有のリスク（つづき）

■ 利息の繰延べまたは停止

ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

■ 元本削減または株式転換

一部のハイブリッド債券には、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合等に、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

※ハイブリッド債券固有のリスクについて、詳しくはP.8をご参照下さい。



特定業種への集中投資リスク

当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とする場合があるため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。



流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



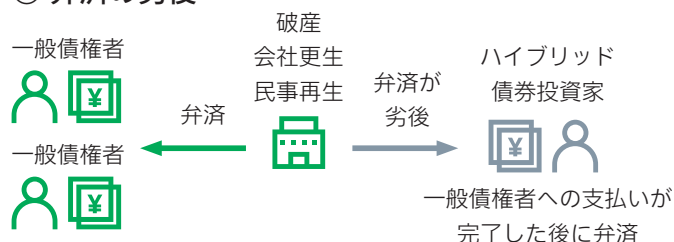
為替変動リスク

組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

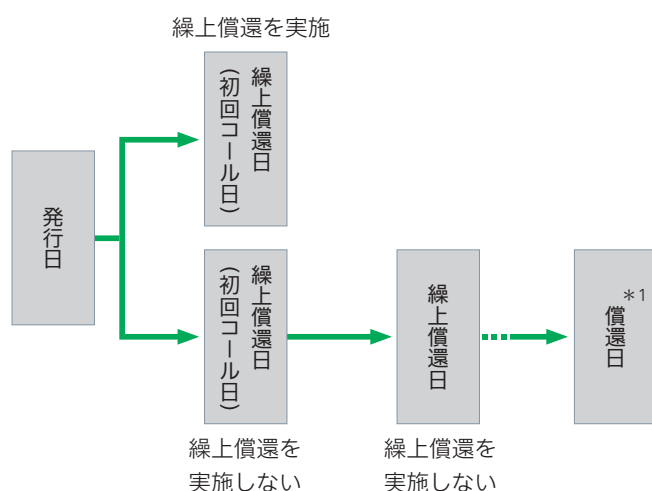
❗ (ご参考) ハイブリッド債券固有のリスクについて

① 弁済の劣後



ハイブリッド債券は発行体が法的整理や破綻処理等に至った場合に、一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣後します。

② 繰上償還の延期（コール・スキップ）



ハイブリッド債券には、定められた期日に繰上償還(コール)する条項が付されているものがあります。ただし発行体は、その裁量により繰上償還を見送ること(コール・スキップ)が出来ます。

一般的にハイブリッド債券は繰上償還を前提に価格形成がされているため、発行体が繰上償還を見送った場合、債券価格が大きく下落することがあります。

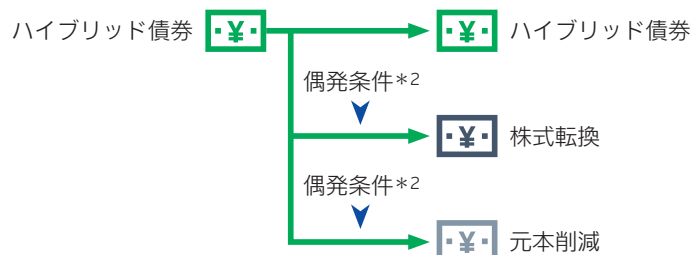
*1 一部、無期限の場合もあります。

③ 利息の繰延べまたは停止



ハイブリッド債券には、発行体の裁量により利息の支払いが繰り延べられたり、停止される可能性があります。

④ 元本削減または株式転換



*2「偶発条件」に該当する事象としては、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合などがあります。

一部のハイブリッド債券には、一定の偶発条件*2が発生した場合、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。

それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

- 委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う「投資信託パフォーマンス・レビュー」と、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行う「リスク管理委員会」の2つの検証機能を有しております。また、外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。
- 委託会社は、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（参考情報）

P.10の代表的な資産クラスの騰落率は、以下の指数を用いて計算しています。

資産クラス	指数	公表元
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities Inc.

（注1）海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

（注2）各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表している各権利者に属します。また、各権利者は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

(参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率
と分配金再投資基準価額の推移を表示しています。

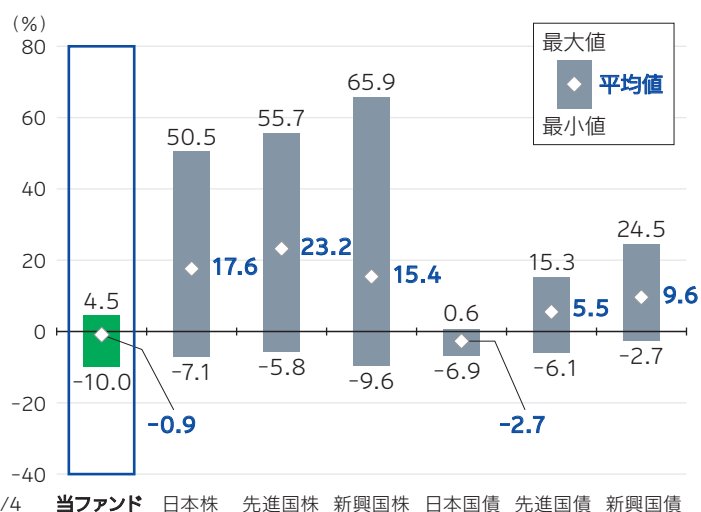
3ヵ月決算型

(2021年5月から2026年4月まで)



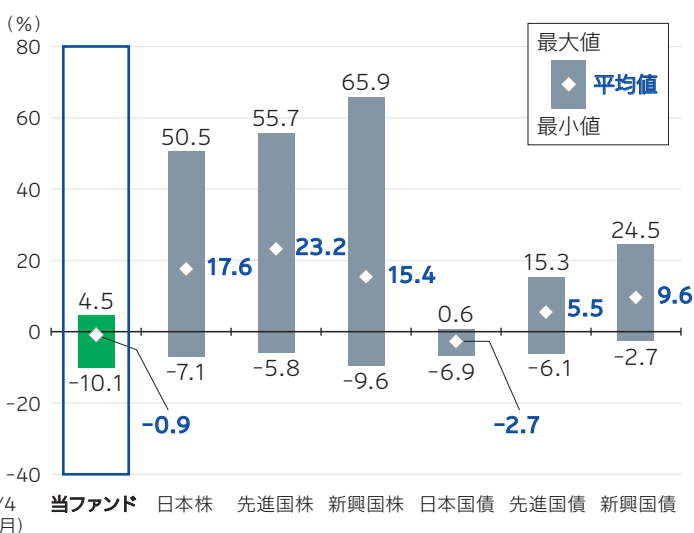
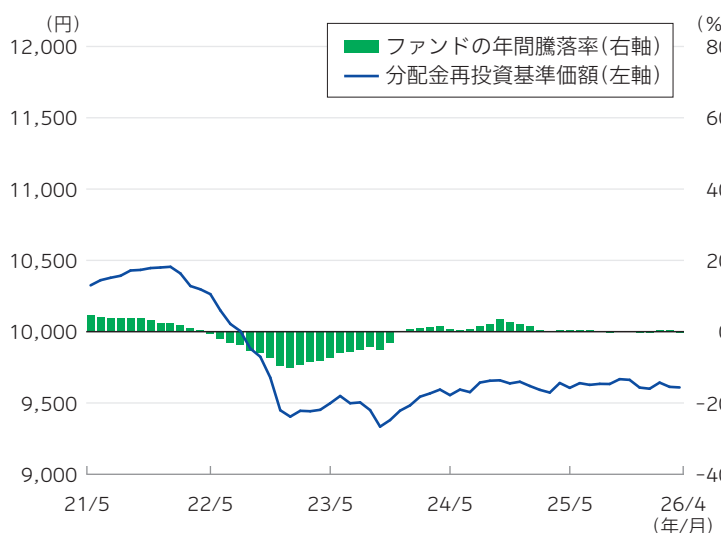
■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に
比較できるように作成したものです。
下記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の
平均・最大・最小を表示しています。



年1回決算型

(2021年5月から2026年4月まで)



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、
税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額
が記載されています。したがって、実際の基準価額および
実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる
場合があります。

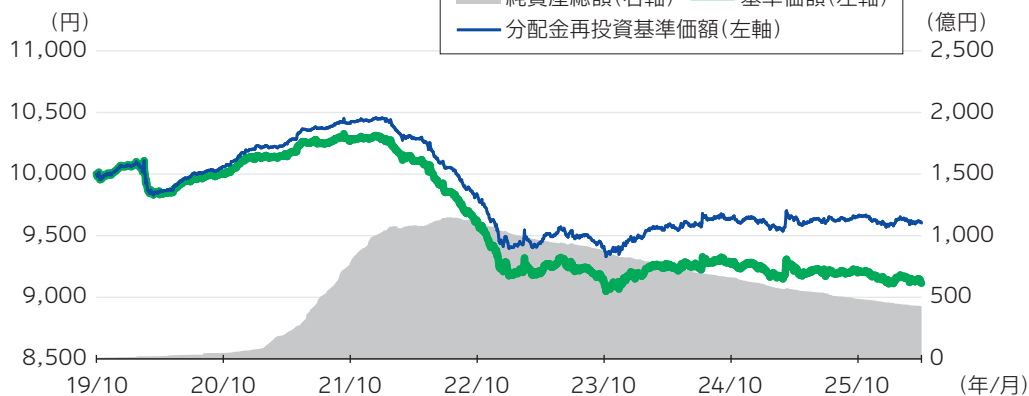
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと
みなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されています。
したがって、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率
とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

基準日：2026年4月30日

3ヵ月決算型



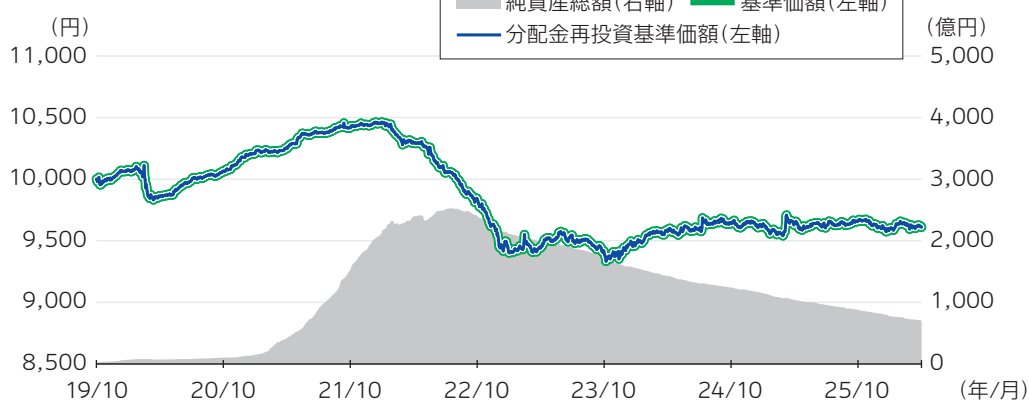
基準価額

9,114円

純資産総額

428.2億円

年1回決算型



基準価額

9,609円

純資産総額

702.8億円

※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

基準日：2026年4月30日

3ヵ月決算型

決算期	2025年4月	2025年7月	2025年10月	2026年1月	2026年4月	直近1年間合計	設定来合計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	80円	500円

年1回決算型

決算期	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月	直近1年間合計	設定来合計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

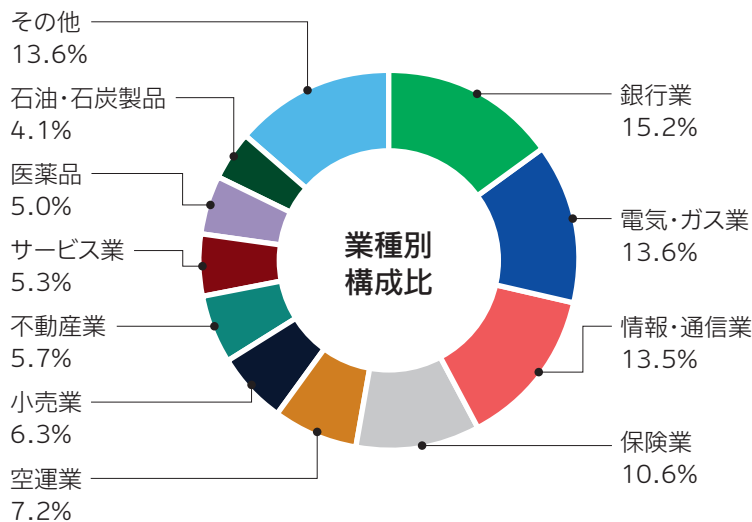
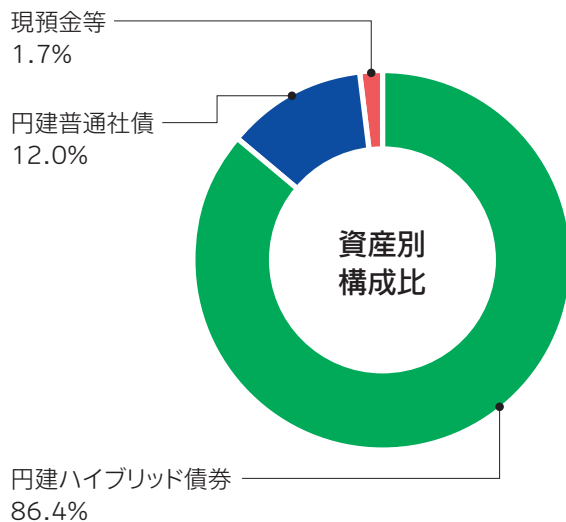
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

主な資産の状況 マザーファンドの資産の状況を記載しています。

基準日：2026年4月30日

マザーファンド



※上記2つのグラフは数値を四捨五入しているため合計値が100%にならないことがあります。
※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。

※業種別構成比は債券現物部分について計算しています。
※業種は東証33業種分類に準じていますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

組入上位10銘柄

(組入数：112銘柄)

銘柄名	業種	格付け	クーポン	繰上償還日	償還日	組入比率
日本航空	空運業	BBB+	1.600%	2028/10/12	2058/10/11	5.0%
武田薬品工業	医薬品	A	1.934%	2029/06/25	2084/06/25	4.9%
楽天グループ	サービス業	BBB	3.000%	2030/11/04	2060/11/04	4.1%
商工組合中央金庫	銀行業	A-	1.100%	2032/05/09	永久債	3.8%
パナソニックホールディングス	電気機器	BBB+	1.000%	2031/10/14	2081/10/14	3.2%
イオン	小売業	BBB	1.740%	2030/12/02	2050/12/02	3.1%
東北電力	電気・ガス業	A+	1.545%	2027/09/15	2057/09/14	3.1%
ソフトバンクグループ	情報・通信業	BBB+	4.556%	2030/09/04	2060/09/03	3.1%
ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	A	1.310%	2036/06/15	2081/06/15	2.8%
イオン	小売業	BBB	1.734%	2036/09/09	2056/09/08	2.6%

※業種は東証33業種分類に準じていますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※組入債券の格付けは、R&I、JCR、S&P、Moody'sの最高格付けに基づき付与したもので、R&Iの表記方法で記載しています。
※繰上償還日は次回繰上償還可能日を記載しています。

※組入比率は純資産総額に対する比率です。
※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

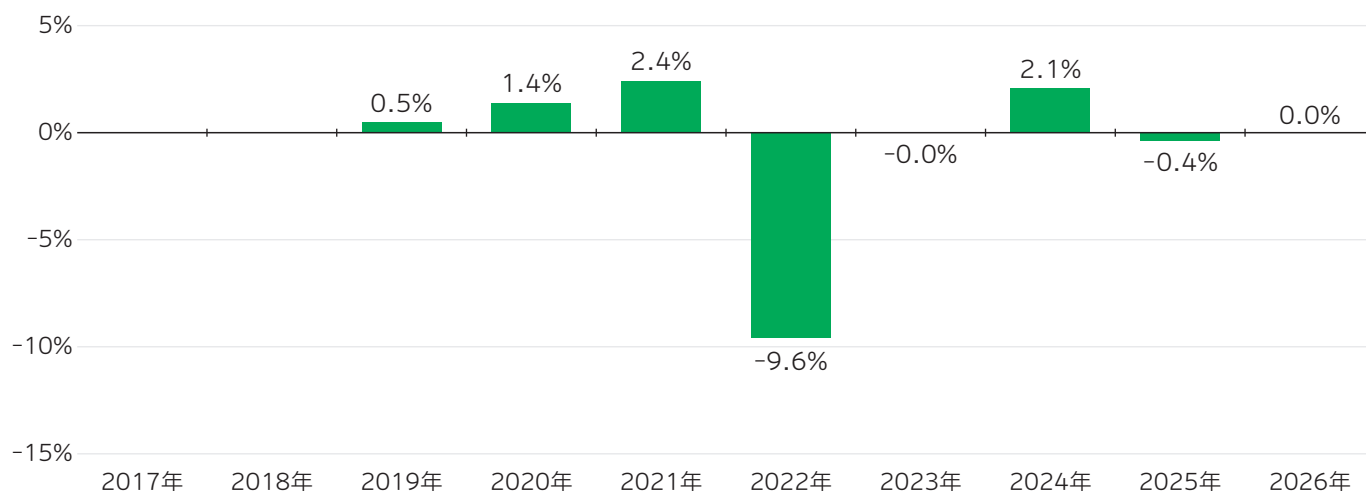
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

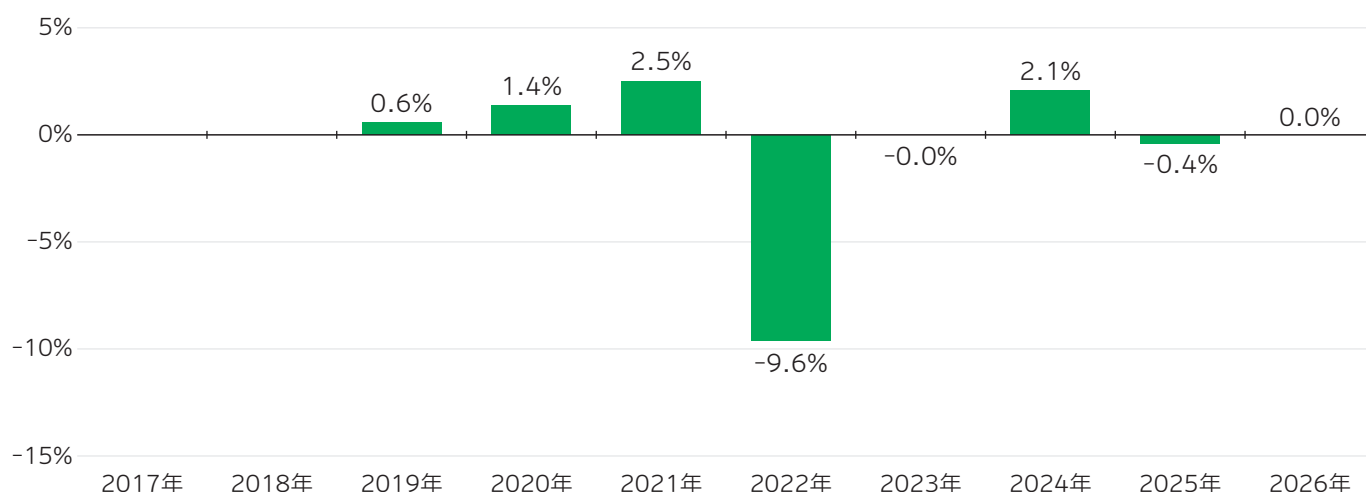
年間収益率の推移

基準日：2026年4月30日

3ヵ月決算型



年1回決算型



※2019年は設定日から2019年12月末までの収益率です。
 ※2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率です。

※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

 お申込みメモ

購入単位

販売会社が定める単位とします。
(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

購入代金

販売会社が定める日までにお支払い下さい。

換金単位

販売会社が定める単位とします。
(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

購入・換金申込不可日

- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

※申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

申込締切時間

原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認下さい。

購入の申込期間

2026年7月24日から2027年1月26日まで

※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金制限

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。

信託期間

原則として、無期限です。(2019年10月25日設定)

繰上償還

各ファンドにつき信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。

決算日

3ヵ月決算型

毎年1、4、7、10月の各25日(休業日の場合は翌営業日)とします。

年1回決算型

毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。

お申込みメモ (つづき)

収益分配

毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。
収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。

(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。

詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

信託金の限度額

各ファンドにつき1兆円とします。

公告

電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

運用報告書

3ヵ月決算型

毎年4月、10月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

年1回決算型

毎年10月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

課税関係

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、
2.2% (税抜2.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

信託財産留保額

ありません。

¥ ファンドの費用（つづき）

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

毎日のファンドの純資産総額に**年率0.594～0.770%（税抜0.54～0.70%）**を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

新発10年固定 利付国債の利回り	委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5%未満の場合	0.26%	0.26%	0.02%	0.54%
0.5%以上 1%未満の場合	0.30%	0.30%	0.02%	0.62%
1%以上の場合	0.34%	0.34%	0.02%	0.70%

※信託報酬率は、毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、日々の基準価額に反映され、「3ヵ月決算型」は毎計算期末または信託終了のとき、「年1回決算型」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

その他の費用・手数料

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して**年率0.2%（税込）**を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。

- 法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。
- 監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。

組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。

- 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。
- 信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。

これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。

¥ ファンドの費用（つづき）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間*における各ファンドの総経費率は以下の通りです。

* 3ヵ月決算型：2025年10月28日～2026年4月27日、
年1回決算型：2024年10月26日～2025年10月27日

ファンド名	総経費率（①+②）	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
3ヵ月決算型	0.77%	0.76%	0.01%
年1回決算型	0.76%	0.76%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。
※詳細については、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※上記は、2026年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO (本ページは目論見書の内容ではありません)

MEMO (本ページは目論見書の内容ではありません)

MEMO (本ページは目論見書の内容ではありません)

目論見書補完書面(投資信託)
(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

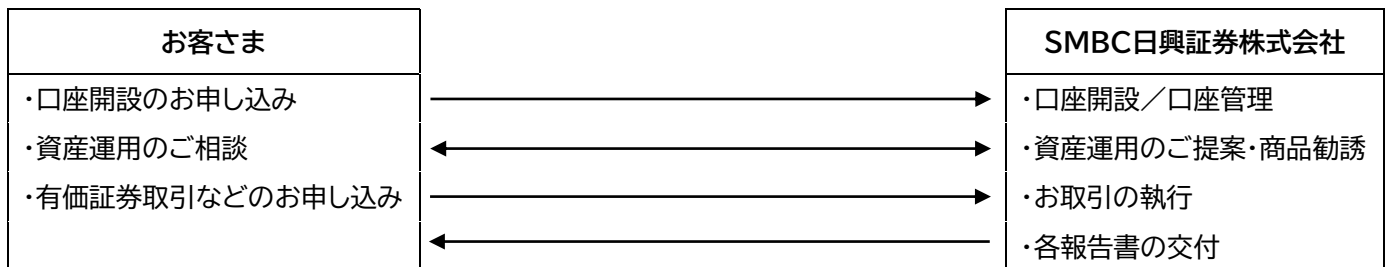
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8969、8970>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(3ヵ月決算型)						
	マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(年1回決算型)						
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr><tr><td>1 億円以上</td><td>ありません</td></tr></table> ※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。 ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)	1 億円以上	ありません
お申込代金/金額	手数料率						
1 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)						
1 億円以上	ありません						
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。						

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8969、8970>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $\text{お申込手数料} = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

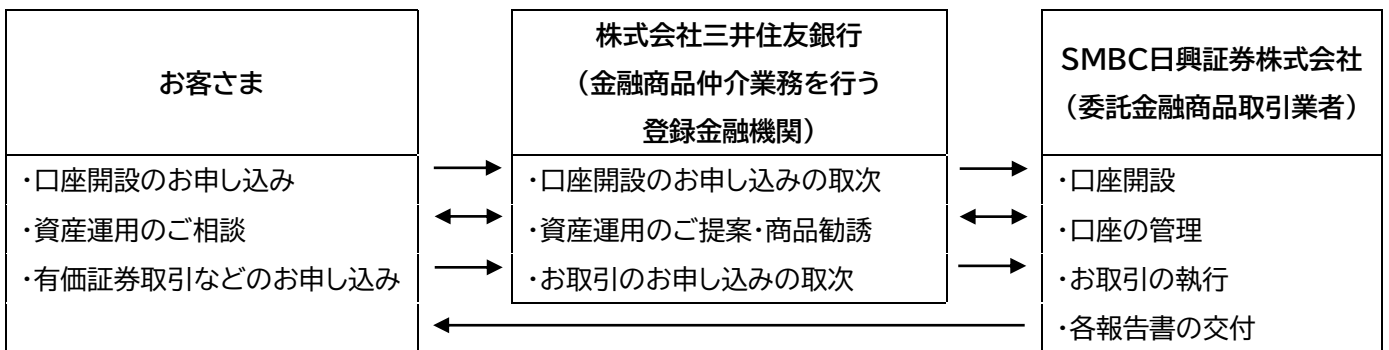
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026 年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952
-------	--	--

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

＜委託金融商品取引業者＞SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8969、8970>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(3ヵ月決算型)					
	マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(年1回決算型)					
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。					
	分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。)					
	分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。)					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr> <tr> <td>1 億円以上</td><td>ありません</td></tr> </tbody> </table> ※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)	1 億円以上
お申込代金/金額	手数料率					
1 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)					
1 億円以上	ありません					
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。					

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの 2 分の 1 の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8969、8970>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $\text{お申込手数料} = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

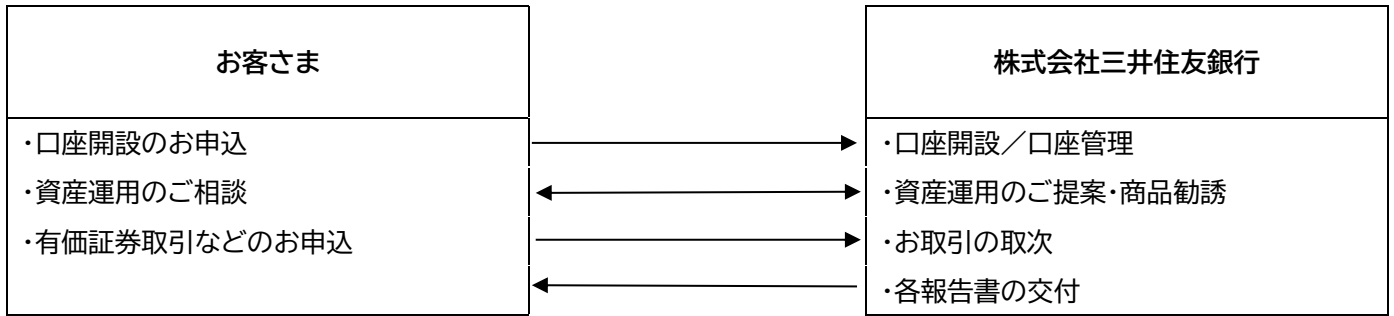
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(3ヵ月決算型)						
	マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(年1回決算型)						
お申込手数料	お申込手数料(消費税込)は、購入代金≪購入金額(購入価額[1口当たり]× 購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額≫に応じて、以下の手数料 料率を購入金額に乗じて得た額となります。						
	<table><tr><td>購入代金</td><td>手数料率</td></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.50%)</td></tr><tr><td>1 億円以上</td><td>なし</td></tr></table>	購入代金	手数料率	1 億円未満	0.55% (税抜 0.50%)	1 億円以上	なし
	購入代金	手数料率					
	1 億円未満	0.55% (税抜 0.50%)					
1 億円以上	なし						
※スイッチングによるお申込の場合のお申込手数料は無料とします。							
※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数 については、お申込手数料はかかりません。							
※別に定める場合はこの限りではありません。							
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。						

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

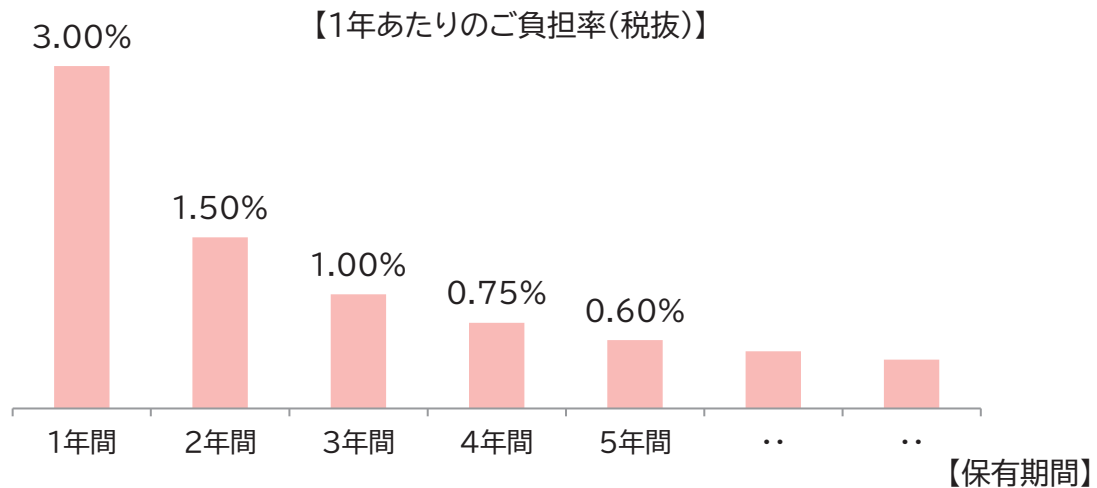
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は購入価額(1口当たり)に、購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
お申込単位	当初購入の場合:1 万円以上 1 円単位 追加購入の場合:1 万円以上 1 円単位 投信自動積立:1万円以上1千円単位 スイッチングの場合:1円以上1円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。
ご換金単位	1 円以上 1 円単位
売買受渡日	購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落とします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。 ※スイッチングの場合、購入代金の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。